

## 2 長良川河口堰の概要

### 2.1 事業の概要

長良川河口堰は、木曾川水系長良川の河口から5.4kmの地点に、長良川下流部の治水と愛知県、三重県、名古屋市への利水（水道用水、工業用水）を目的として建設されました。長良川河口堰の建設事業は、昭和43年度に調査が始まり、昭和63年3月より本体工事に着手して、平成7年3月に完成しました。平成7年7月に全ゲートを操作した運用を開始し、治水及び利水上の効果を発揮しています。

#### 《長良川河口堰の目的》

##### 治水

長良川で洪水（計画高水流量7,500m<sup>3</sup>/s）を安全に流すためには、川底を掘り下げるしゅんせつが不可欠です。しかし、しゅんせつを行うと平常時には塩水が上流まで侵入し、塩害が生じます。長良川河口堰は、この塩水の侵入を防止することにより、大規模なしゅんせつを可能とするものです。このしゅんせつにより長良川の治水安全度が大きく向上しました。

##### 利水

長良川河口堰の建設によって、河口堰の上流域が淡水化され、水道用水（愛知県、三重県、名古屋市）、工業用水（愛知県、三重県）として、最大22.5m<sup>3</sup>/sが利用できるようになりました。

#### 《管理主体》

独立行政法人 水資源機構

#### 《長良川河口堰の諸元》

位置：木曾川水系長良川（河口から5.4km地点）  
三重県桑名市

#### 《形式及び規模》

形式：可動堰

規模：総延長661m（可動部555m）

管理開始 平成7年4月



## 2.2 長良川河口堰運用開始後10年間の状況

長良川河口堰は平成7年3月に完成し、平成7年4月に管理を開始して平成17年3月で10年が経過しました。国土交通省と水資源機構により、平成17年3月に開催された「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会（堰部会）」では、以下の内容について確認されています。

### 治水

長良川河口堰の建設により可能となった長良川下流部の大規模なしゅんせつにより、川の断面積が大きくなり、洪水時に、長良川下流部の水位は堰運用開始前に比べて大幅に低下しており治水効果が発揮されています。

### 利水

長良川河口堰の完成により、河口堰上流域を淡水化することで、新たに愛知県知多半島地域の4市5町や三重県中勢地域の2市に水道用水を供給するとともに、堰運用開始前は塩水の侵入により取水が困難となっていた既存の工業用水やかんがい用水等についても、安定した取水が可能となりました。こうして確保された長良川河口堰の新規開発水量については、その全てに需要が発生しているわけではありませんが、これらの利水効果が発揮されています。

### 環境

環境面では「長良川河口堰モニタリング委員会」、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会（堰部会）」の指導・助言を得ながら調査が実施されてきました。堰運用開始後の環境の変化は概ね安定していることから、総じて問題はありません。

以上のことからこの10年間の長良川河口堰は治水、利水面で大きな効用を発揮するとともに、環境の保全上特段の支障は生じていないと考えられています。

なお、国土交通省と水資源機構では、今後ともフォローアップ調査を実施しつつ、適切な河川管理・堰管理に努めていくものとしています。

## 2.3 環境調査の経緯

国土交通省と水資源機構により、長良川河口堰の建設・運用に関わる河川環境調査が、河口堰の計画策定以前から現在に至るまで、長良川下流部及び河口域において行われています。

長良川河口堰の計画策定段階においては「木曾三川河口資源調査」(KST調査：昭和38年度～昭和42年度)を実施し、基本計画決定(昭和43年度)以降も、事業の進捗に伴う環境の変化を把握し適切な対策を講ずるため、環境調査が行われました。

さらに、堰本体工事が概成した平成6年度には、長良川河口堰の運用に先立って実際にゲート操作が行われ、それまでに実施された環境保全対策の効果等を検証するため、「長良川河口堰調査」が行われました。

また、長良川河口堰が管理に移行した平成7年度からは、「長良川河口堰モニタリング委員会」が設置され、同委員会の指導・助言を得ながらモニタリングが5年間実施されました。

その後、平成12年度からはダム等の管理に関するフォローアップ制度に基づいて設置されている「中部地方ダム・河口堰等管理フォローアップ委員会」(平成14年度以降は「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」に名称変更)に堰部会が設けられ、フォローアップ調査が継続して5年間実施されました。そして、平成17年3月には10年間にわたって実施されてきたモニタリング結果及びフォローアップ調査結果についての審議が「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会(堰部会)」において行われました。

委員会では、フォローアップ調査が的確に行われていること、事業目的である治水、利水効果が発揮されていること、及び環境面においても堰運用開始後の環境の変化は概ね安定していることから、総じて問題のないことが確認され、あわせて、今後の調査計画についても了解されました。

なお、平成17年度以降の調査については、「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会(堰部会)」から「中部地方ダム等管理フォローアップ委員会」へ審議の場が移されており、平成17年度以降の長良川河口堰のフォローアップ調査については同委員会の指導・助言を得ながら行われています。これにより、国土交通省と水資源機構では、引き続き適切な河川管理・堰管理に努めていくこととしています。

